

いじめの発見から解消までの対応

杉並区立桃井第五小学校 生活指導部

初期対応 (即日)

1. いじめの察知

- 教員の発見、児童・保護者からの訴え、対話面談、SC相談、アンケート等からいじめが疑われる事案を把握する。

事案の軽重や緊急性に応じて、教員がその場で対応するケースもある。

2. 情報共有

- 気になる情報を収集して状況を確認し、学年で共有する。

3. 報告

- 管理職に報告し、学校いじめ対策委員会を招集する。

※事後報告

組織的対応

4. いじめの認知・対応方針の協議

【学校いじめ対策委員会】

(構成) 校長、副校長、生活指導担当、学年主任、担任、養護教諭、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、SC等

- ① 情報の収集・整理、いじめの認知**
 - ・ いじめの態様、被害児童、加害児童、周辺児童等の情報を収集・整理し、事実関係を把握する。
 - ・ いじめを認知する。
- ② 対応方針の決定**
 - ・ 生命、財産上の被害、暴行の危険度等の緊急性を確認する。
 - ・ いじめ解消に向けて、被害児童の心のケア、加害児童への指導、保護者への説明の仕方等の対応方針を決定する。
 - ・ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。
- ③ 役割分担**
 - ・ 被害児童の心のケア担当
 - ・ 加害児童への指導担当
 - ・ 周辺児童や全体への指導担当
 - ・ 保護者への対応担当
 - ・ 関係機関との連携の窓口担当

保護者

※方針の説明

教育委員会

※報告

警察

※緊急性による

関係機関

※連携

他の教員

※会議で共有

5. 指導支援

- 同委員会の決定方針に基づき、いじめ解消に向けて対応する。

- いじめ対応の進捗に合わせて、随時、同委員会を開催して状況を共有し、方針を再検討する。

※再検討

保護者

※経過報告

6. 経過観察

- 人間関係を継続的に観察する。
- SCの観察や面談を活用して、定期的な確認をする。

保護者

※現況報告

継続指導

【いじめ解消の要件】

- ① いじめの行為が、おおむね3ヵ月以上、確認されない。
- ② 被害児童が心理的苦痛を感じていない。